

関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容

サービスの種類	居宅介護支援サービス
事業所又は施設名	支援センターなごみ

連携の概要

1 関係市町村との連携

- ・利用者にサービスを提供する際には、その者の被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。
- ・利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。
 - ・正当な理由なしに介護給付費等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - ・偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。
- ・利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
事故の状況及び事故に際して採った措置については詳細に記録し、その報告書を市町村に提出する。利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

2 他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容

- ・通常事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じる。また、利用者が介護保険施設の利用を希望される場合には、介護保険施設の入所退所による生活の円滑な移行を援助する。
- ・サービス担当者会議において、利用者の状況等に関する情報を担当者（居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者）と共有するとともに、当該居宅サービス原案の内容について担当者から専門的な見地からの意見を求める。

3 その他参考事項

- ・居宅サービス事業者による利用者への虐待等が発覚した際には、居宅サービス計画の見直しを行うとともに、速やかに市町村へ報告する。
- ・指定居宅サービス事業所において苦情や事故の報告があった際には、その内容を把握するよう努め、今後のサービスの内容等について指定居宅サービス事業者とともに検討していく。又、随時市長村への届出、報告を行うよう努める。
- ・利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、事故によりサービス提供に影響が出る事業者に連絡し、情報の共有に努める。
- ・利用者のかかりつけ医を把握し、必要時には連携をとれる体制を整える。